

安定した鳥獣被害対策を実現させる市町支援組織の設立について

1 要旨・目的

野生鳥獣による農作物被害のさらなる低減を目指して、市町と連携しながら県域で効果的な鳥獣被害対策に取り組むプロフェッショナル組織（以下「中間支援組織」という。）を、鳥獣対策専門事業者を中心に、全国に先駆けて、9月29日（金）に設立する。

2 現状・背景

市町と連携して、「環境改善」、「侵入防止」及び「加害個体の捕獲」による総合的な鳥獣被害防止対策を推進してきた結果、被害額はピーク時（平成22年度）と比較して半減しているが、近年は約4億円と横ばいで推移しており、下げ止まり傾向となっている。

鳥獣被害対策は、法^{*}により、市町が主体となって取り組むこととなっているが、担当職員の定期異動等により、被害地域に対して指導できる技術の蓄積を図りにくく、積極的な地域への働きかけ等、戦略的な対策の展開が難しい状況がある。

また、市町境に関係なく移動・拡大する鳥獣もある中、その対策を、市町ごとに実施するだけでは、被害額の下げ止まり傾向を劇的に改善することは難しい。

※法：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

3 概要

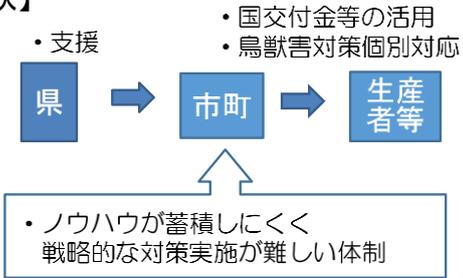
(1) 対象者

県内各市町及び農業者等

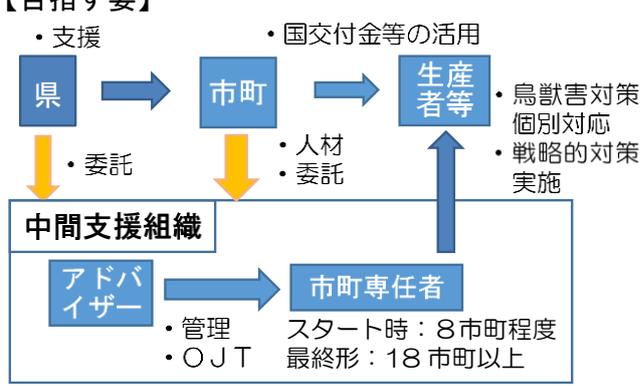
(2) 事業内容（実施内容）

中間支援組織の本部を東広島市内に、この組織に参画する市町に駐在拠点それぞれを設置し、高度な技術力を有し、広域的な視点を持つ市町の専門職員（以下「市町専任者」という。）が、全県を対象に着実に被害低減に取り組む体制を構築する。

【現状】



【目指す姿】



(3) スケジュール

- ア 来年4月から市町専任者による対策の実施を希望する市町が参画する組織体制とするため、社員2名体制による一般社団法人を9月に設立する。
- イ 法人設立後は、参画市町の確保に向け、財政面や取組内容について、市町の理解を得るとともに、事務的な準備を行う。

	中間支援組織	県	市町
7～8月	設立準備	市町への説明・調整	組織への参画の検討
9月	設立		
10～1月	R6事業計画検討	市町の参画意向の把握	参画の最終決定
2～3月	市町駐在拠点調整		市町駐在拠点調整

(4) 予算（国庫・単県）

—

(5) 事業効果

中間支援組織（市町専任者）による効果として、次のことを想定している。

直接的な効果	<ul style="list-style-type: none"> ・技術を有した市町専任者が、被害地域において、住民との信頼関係を構築しながら、スマート技術の導入などに取り組むことで、戦略的な対策を加速することができる。 ・市町境を超えて移動・拡大するシカやサルなどの被害情報の共有などにより、広域的な対策を効果的に展開することができる。
波及的な効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町は、戦略的な対策に加えて、農業者等からの相談を含めた現場対応業務を中間支援組織に委託することにより、企画立案の業務に専念でき、施策の質を向上させることができる。

(6) 今後の対応

- ア 現在市町別を実施している鳥獣被害対策について、中間支援組織に参画する市町を中心に、広域的視点を持った戦略的な対策を実施していく。
- イ 県は市町等関係者を対象に実施している研修会を引き続き実施し、中間支援組織の市町専任者は現地指導を通じて、集落での人材を育成する。
- ウ 設立後も、成果を示しながら、中間支援組織への参画市町を拡大する。

4 その他（関連情報等）

(1) 福井県高浜町の事例

- ア 町は、民間の専門事業者に対して、平成27年度から被害対策に係る業務委託を実施
- イ 専門事業者が、地域が主体となった獣害対策をサポートすることで、町は、政策立案・補助金事務等への専念化を実現
- ウ 町の被害額は、最大で1,000万円を超えていたが、R3年時点で140万円まで減少している。

【高浜町の農業被害額の推移】

